

平成27年 第10回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 3 2

会議日程・付議事件

会議日時 平成27年4月16日(木) 午後2時

場 所 川西市教育相談センター 研修室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第2号	専決報告について(川西市教育委員会事務処理規則等の一部を改正する規則の制定について)	
5	報告第3号	専決報告について(川西市教育委員会に対する事務委任に伴う事務運用規程の制定について)	
6	報告第4号	専決報告について(川西市立幼稚園の保育料に関する規則の制定について)	
7	報告第5号	専決報告について(川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について)	
8	報告第6号	専決報告について(いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例施行規則の制定について)	
9		諸報告	

出席者

教 育 長 牛 尾 巧

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

こども未来部長	中塚一司
教育推進部長	石田剛
総務調整室長	中西哲
こども家庭室長	山元昇
学校教育部長	若生雅史
教育推進部参事兼学務課長	尾辻美樹
教育推進部参事兼学校指導課長	岸敬三
まなび支援室長兼地域こども支援課長	柘川隆雄
兼青少年センター所長	
中央図書館長	田淵敏子
教育総務課長	籾内寿子
教職員課長	上西浩之
施設課長	池下靖彦
こども・若者政策課長	中西成明
子育て・家庭支援課長	釜本雅之
こども育成課長	丸野俊一
こども育成課主幹	河南裕美
生徒指導支援課長	株本一男
教育相談センター所長	杉村浩
社会教育・文化財課長兼文化財資料館長	井上昌子
まなび支援室主幹兼中央公民館長	瀧花保

議事録作成者

教育総務課主査 岸本匡史

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 2	専決報告について(川西市教育委員会事務処理規則等の一部を改正する規則の制定について)	27.4.16	27.4.16	承 認
報告 3	専決報告について(川西市教育委員会に対する事務委任に伴う事務運用規程の制定について)	27.4.16	27.4.16	承 認
報告 4	専決報告について(川西市立幼稚園の保育料に関する規則の制定について)	27.4.16	27.4.16	承 認
報告 5	専決報告について(川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について)	27.4.16	27.4.16	承 認
報告 6	専決報告について(いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例施行規則の制定について)	27.4.16	27.4.16	承 認

[開会 午後 2 時]

牛尾教育長 それでは、只今より、平成 27 年第 10 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

牛尾教育長 議事に入ります前に、ご報告を申し上げます。
教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する職務代理者につきましては加藤委員を指名いたしましたのでご報告いたします。よろしくお願いいいたします。また、職務代理者が職務を行うことが困難な場合に、その事務を委任する部長につきましては、こども未来部長を指名しておりますのであわせてご報告いたします。

牛尾教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局からご報告をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。
本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

牛尾教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

牛尾教育長 これより日程に入ります。日程第 1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、磯部委員、服部委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。

牛尾教育長 では次に、日程第 2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 7 回臨時会、第 8 回定例会及び第 9 回臨時会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長（藪内） それでは、まず第 7 回臨時会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席委員を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては、5 ページからでございます。会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいて

おります。また、第8回定例会及び第9回臨時会につきましても同様に調製させていただいております。なお、第9回臨時会につきましては非公開案件であるため、詳細な審議経過につきましては非公開とさせていただいております。

最後に署名委員の署名ということで、第7回臨時会については磯部委員、鈴木委員に、第8回定例会については加藤委員、鈴木委員に、第9回臨時会については加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。只今のご説明について、質疑はございませんか。

(「なし」の声)

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。第7回臨時会、第8回定例会及び第9回臨時会の議事録につきましては、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局からご報告をお願いいたします。

こども未来 私からは、1点、組織全体にかかわる報告をさせていただきます。

部長(中塚) 新年度になりまして、教育委員会事務局が、こども未来部と教育推進部の二部体制となりました。新たな組織で本年度スタートをすることになりました。市長部局にございました「こども家庭部」を教育委員会事務局組織に編入しまして、名称を「こども未来部」に改めますとともに、「教育振興部」を「教育推進部」に改めまして、それぞれが担当いたします事業について、より連携を図りやすいよう編成を行いました。

昨日、第1回目の校園所長会ということで、各小中学校の学校長、幼稚園長、保育所長がそれぞれ一堂に会しまして、指導伝達等を行ったところでございます。平成26年度までは、それぞれこども家庭部、教育委員会の部局で開催いたしておりました校園長会と保育所長会、これを昨日は合

同で開催したというところになっております。共通する事項や情報を共有すべき点が非常に多いということで開催させていただきました。

このたびの組織改正は、小学校との接続など子どもたちの育ちを中心に考えたときには、教育委員会事務局の中で組織を一体化することが望ましいという観点であることを重く受けとめまして、これからもより効果的で効率的な情報共有、連携の仕組みなどについて工夫しながら、教育委員会事務局はもとより、学校、幼稚園、保育所、さらには関係諸機関を含めまして、十分に連携を図りながら取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、ご報告させていただきます。

牛尾教育長

はい、ありがとうございます。

教育推進部長
(石田)

それでは、教育推進部から、平成27年度川西市立学校・幼稚園入学式と入園式について、ご報告させていただきます。

平成27年度、新しい年度が始まりまして、川西市立学校・幼稚園におきまして、新しい幼児・児童・生徒を迎えることができました。4月8日(水)川西市立16小学校におきまして入学式が執り行われ、市内全体で1,403名の新1年生を迎えることができました。当日は、川西養護学校におきましても、小学部2名、中学部3名、高等部3名の新入生を迎えました。翌9日(木)には川西市立7中学校の入学式において、市内全体で1,444名の新1年生を迎えました。翌10日(金)には、川西市立9幼稚園の入園式がありました。新たに3歳児50名、4歳児214名、5歳児14名を迎えました。各学校園におきましては、現在まで約1週間が過ぎようとしていますが、順調に新しい学校園生活をスタートさせているものと思われまます。

教育委員の先生方におかれましては、3日間にわたり入学式・入園式にご出席賜り、本当にありがとうございました。

式の様子などについては、この後、開催されます協議会で報告や情報交流をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、報告とさせていただきます。

牛尾教育長

ありがとうございました。

只今の報告について、ご質問はございませんか。

加藤委員

二部体制ということですが、通常行政の組織の中において二部のと

ころ、あるいは三部のところもあると思いますが、並列ですか、それとも何かのときには順序があることなんでしょうか。

こども未来
部長（中塚） 二部体制でございますが、どちらが優先されるということではござい
ませんが、いわゆる行政組織順という観点からは、こども未来部が教育委員
会の中の筆頭部になるという形になって、あくまでこれは行政組織順の考
えでございます。以上でございます。

加藤委員 ということは、課についても同じように考えていいんですね。例えば、
部の中に三課あるとしたら、筆頭の課というのがあるわけですね、行政組
織上は。

こども未来
部長（中塚） はい、そのとおりでございます。筆頭課が概ね部の庶務を持つという
ような形になってございます。以上でございます。

加藤委員 ありがとうございます。

牛尾教育長 よろしいですか。
ほかにご質問ありませんか。

磯部委員 意見になりますが、二部体制となり、まず3階のフロアを訪れたときに、
こども未来部の事務スペースがございます。子どもたちが遊べるようなス
ペースもあり、今までの教育委員会にない大きな特徴であると感じるとと
もに、教育委員会が、ゼロ歳からの教育をしっかりと見ていくというよう
な気持ちのあらわれも感じました。奥に進まれるときに、ぜひ入口で遊び
に来られているお子さんや保護者の方にも明るく元気なごあいさつで教育
委員会の姿勢というのを示していただければと思います。よろしく願い
いたします。

牛尾教育長 ありがとうございます。
ほかにご質問等ございませんか。
それでは事務状況報告については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、日程第4、報告第2号「専決報告について（川西市教育委員
会事務処理規則等の一部を改正する規則の制定について）」であります。
事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長
(藪内)

それでは、報告第 2 号「専決報告について(川西市教育委員会事務処理規則等の一部を改正する規則の制定について)」ご報告申し上げます。議案書の 1 ページをご覧ください。

本案件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定により処理したもので、同条第 2 項の規定により報告し承認を求めるものでございます。内容は、「川西市教育委員会事務処理規則等の一部を改正する規則の制定」についてでございます。

まず、本規則の改正趣旨ですが、平成 27 年度における組織改正に伴い、各課等の事務分掌を改めたこと、また、市長より事務の委任を受けたことにより、事務処理等について必要な改正を行ったものでございます。

それでは、その内容につきましてご説明いたします。改正内容は議案書 3 ページから 10 ページまでのとおりですが、詳しくは 11 ページからの新旧対照表によりご説明いたします。

第 5 条では、室組織が無くなったことにより、室に置く主幹を課長と同等に扱う規定が不要となったことによる改正となります。第 10 条の 2 第 2 号及び第 10 号につきましては、学校などの教育機関についての規定であったものを保育所等を含むものとして規定したものとなります。

12 ページからは、各課の個別の専決事項となります。部等の名称の変更の他、14 ページにこども・若者政策課、こども育成課の規定を従前の市の規定等に合わせる形で規定しております。なお、補助執行事務つまり、市長権限事務を行うものについては市の規則等での規定としておりますので、子育て・家庭支援課の個別専決事項につきましては本規則では規定しておりません。学校指導課につきましては、前教育情報センターからの事務移管により、研修、教科書等についての規定を追加しております。17 ページをお開き下さい。社会教育・文化財課につきましては、生涯学習短期大学に関する事務についての規定を追加しております。昨年度までのまなび支援室規定については削除となっております。18 ページをお開き下さい。地域こども支援課につきましては、地域支援施策、青少年センター、留守家庭児童育成クラブなどの事務について規定しております。

続きまして、19 ページでは川西市教育委員会公印規則の改正になります。第 9 条から第 11 条につきましては、室組織が無くなったこと、2 部となったことから、必要な改正を行っております。20 ページをお開き下さい。別表につきましては、公印の名称変更及び保育所長の公印を教育委員会規則に追加する改正を行っております。

つづきまして、21 ページをお開き下さい。教育長に対する事務委任規

則の改正になります。こちらにつきましても、教育に限らず、保育所等の児童福祉施設等に関する事項も対象とするように第1条の本文、第2号、第4号を改正しております。

続きまして、22ページをお開き下さい。川西市教育委員会事務局事務分掌規則と川西市教育相談センター設置条例施行規則の改正となります。本改正につきましては、今年度より、教育相談センターの庶務については学務課において処理するものと考えておりましたが、現実の事務処理を検討するにあたり、従来の方で処理するものに変更しようとするものです。なお、本規則は平成27年4月1日付けで公布し、同日施行としております。

また、本規則の改正にあたりましては、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、市長に対して事前協議を行っており、議案書23ページのとおりの「異議なし」との回答を得ております。報告は以上です。よろしくご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

磯部委員

3ページからの個別専決事項に関する表記について質問がございます。専決者が部長、室長、課長と分かれており、そらに「重要なもの」「比較的重要なもの」「軽易なもの」ということで区別をされています。これは、どのような事項が重要なもの、比較的重要なものなのか指標はございますか。

総務調整室長
(中西)

ご指摘のとおり、区分につきましては、「重要なもの」ですとか、「軽易なもの」という抽象的な表現になっておまして、何か具体的な指標があるかという、実際はございません。ただ、一方で、具体的な事務処理を挙げていきますと、どこまで具体化するかによりますが、かなりボリュームが出てくるということと、また、事務処理内容が変わるごとに規則の改正が必要となってくるという課題がございます。実際の場面、現状としましては、抽象的な表現ではありますが、例えば、新規事業でありましたり、複数の部署と調整が必要なものは重要な事項とするといった、一定の共通性もございますし、また、状況に応じて柔軟な対応といえますか、例えば、新規事業で重要な案件としていたものが、回を重ねるごとに、定例的になりますと、やや重要なものということとされたり柔軟な対応につ

ながる部分等もあると考えておりまして、このような規定で運用をしているところでございます。

磯部委員 わかりました。ありがとうございます。

牛尾教育長 ほかにございませんか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。報告第2号につきましては、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第2号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第5、報告第3号「専決報告について(川西市教育委員会に対する事務委任に伴う事務運用規程の制定について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

教育総務課長 (籾内) それでは、報告第3号「専決報告について(川西市教育委員会に対する事務委任に伴う事務運用規程の制定について)」ご報告申し上げます。議案書の24ページをご覧ください。

本案件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるところでございます。内容は、「川西市教育委員会に対する事務委任に伴う事務運用規程の制定について」についてでございます。

議案書の26ページをご覧ください。

市長部局において、川西市教育委員会に対する事務委任に関する規則が制定され、保育の実施に関すること、放課後児童健全育成事業に関すること、若者支援及び青少年の健全育成に関することなどが教育委員会に事務委任されておりますが、当該委任された事務を執行するにあたりましては、本来の権限を有する市長が制定した規則等の規定を準用して運用していくことを定めるものです。

説明は以上です。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。報告第3号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第3号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第6、報告第4号「専決報告について(川西市立幼稚園の保育料に関する規則の制定について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

こども育成 報告第4号「専決報告について」ご報告申しあげます。恐れ入りますが、課長(丸野) 議案書の27ページをご覧ください。

本案件は、急を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容は、「川西市立幼稚園の保育料に関する規則の制定について」でございます。

それでは、議案書の29ページをお開きください。

規則の内容についてご説明いたします。当該規則の制定は、本年4月1日から実施されました子ども・子育て支援新制度によるもので、まず、第1条に当該規則の「目的」として、川西市立幼稚園保育料徴収条例の規定に基づき、川西市立幼稚園の保育料について必要な事項を定めるとしております。

第2条で「保育料の額」を規定しておりまして、保育料の額は、別表に定める額としております。本表に規定する額は平成27年4月1日以後に入園する園児に適用するもので、平成27年3月31日以前に入園した園児につきましては、30ページの付則の第2項で、保育料の額に関する特例措置として、付則別表に定める額としております。

議案書31ページをお開きください。平成27年3月31日以前に入園した園児につきまして、付則別表に月額保育料を掲載しております。世帯の階層区分に応じ、3歳児ならびに4歳・5歳児の第1子、第2子、第3子以降と区分して額を定めております。次に議案書33ページをお開きく

ださい。別表(第2条関係)として、平成27年4月1日以降に入園する園児の月額保育料を掲載しております。世帯の階層区分のうち、市民税の所得割課税額で新たな区分を設定しております。

付則別表ならびに別表(第2条関係)の区分ごとの額の算定根拠は、従来の負担水準をもとに国が定める基準額を勘案したものに基づくものでございます。

恐れ入りますが、議案書29ページにお戻りください。規則の第3条に「保育料の減免」を、第4条にその「減免の手続き」、第5条に「減免の取り消し」の内容を定めております。

第6条に「補則」として、保育料に関し必要な事項は教育委員会が定めるとしてあり、付則の第1項におきまして「施行期日」を、公布の日から施行するとし、この施行によりまして、川西市立幼稚園保育料及び入園料の減免に関する規則を廃止するものでございます。説明は以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。報告第4号につきましては、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議ございません」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第4号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第7、報告第5号「専決報告について(川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

こども育成 報告第5号「専決報告について」ご報告申し上げます。恐れ入りますが、課長(丸野) 議案書の35ページをご覧ください。

本案件は、急を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容は、「川西市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」

でございます。

それでは、議案書の37ページをお開きください。

規則の内容についてご説明いたします。当該規則の制定は、本年4月1日から施行されました子ども・子育て支援新制度等により、「入園料を徴収しないこと」としたことによるもので、現行の川西市立幼稚園規則第31条の見出し及び第1項中の「及び入園料」の5文字を削除するものでございます。また、付則として、この規則は公布の日から施行すると定めております。

説明は以上でございます。

牛尾教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

牛尾教育長 それでは、お諮りいたします。報告第5号につきまして、これを承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号につきましては、承認されました。

牛尾教育長 では次に、日程第8、報告第6号「専決報告について(いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例施行規則の制定について)」であります。事務局からご説明をお願いいたします。

生徒指導支援 それでは、報告第6号「専決報告について」ご報告申し上げます。議案
課長(株本) 書の39ページをご覧ください。

本案件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し承認を求めるものでございます。内容は、「いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例施行規則の制定について」でございます。

それでは、議案書41ページをご覧ください。

第1条、趣旨では、本規則は、いじめ対応川西市ネットワーク会議等条例、第16条の規定に基づき、いじめ対応川西市ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)及び川西市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとし

ております。

第2条、委員では、条例第5条第1号から第3号までに掲げる者は、次に掲げる者とし、第1号では、条例第5条第1号に掲げる者としたしまして、川西市の兵庫県立高等学校の職員及び、川西市立学校の職員としております。第2号では、条例第5条第2号に掲げる者としたしまして、兵庫県警察の職員、兵庫県の児童福祉関係機関の職員、兵庫県教育委員会の職員としております。第3号では、条例第5条第3号に掲げる者としたしまして、川西市教育委員会の職員としております。第3条 条例第12条第2項に掲げる者は、次に掲げる者とし、第1号では大学教員等、第2号では弁護士、第3号では医師、第4号では心理又は福祉等に関する専門的な知識を有する者、第5号では、市及び関係行政機関職員としております。第4条、庶務では、会議の庶務は、教育推進部学校教育室生徒指導支援課において処理するとしております。第5条、補足では、この規則に定めるもののほか必要な事項は、ネットワーク会議及び対策委員会がそれぞれ定めるとしております。

付則としたしまして、この規則は、公布の日から施行するとしております。

報告は以上です。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

牛尾教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。
よろしいでしょうか。

牛尾教育長

それでは、お諮りいたします。報告第6号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

牛尾教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号につきましては、承認されました。

牛尾教育長

では次に、日程第9、「諸報告」であります。諸報告1「平成27年度川西市子ども議会の開催について」事務局からご報告をお願いいたします。

参事兼学校指導課長(岸)

それでは、「平成27年度川西市子ども議会の開催」につきましてご説明申し上げます。資料1「平成27年度 第24回川西市子ども議会実施要項」をお開き願います。

子ども議会につきましては、平成4年、市役所が新築されたことを記念しまして「小・中学生の子どもたちから川西市への夢や希望を聞き、街づくりに役立てたい」、こういったねらいから毎年実施しているものでございます。そのねらいを平成27年度も継承し、「子ども議会」「子ども議員」の活動を通して、自らが暮らす地域の「ひと・もの・こと」に働きかけ、「子ども議員の意見」として発信できる機会を与えるという、そういった主旨のもと開催しようとするものでございます。今年度は第5次総合計画の3年目となります。そこで、行政経営室より第5次総合計画の概要と、2年目を終えた上での成果と課題を子どもたちに向けて解説していただき、それに基づいて子どもたちに意見を考えさせ、質問事項をまとめていく予定でございます。

現在、国のほうでは、選挙権を持つ年齢を18歳以上にする、そういった動きが見られます。そのような状況を踏まえ、子どもたちが政治に関わる機会を創出し、子どもたちに主権者としての意識を醸成することが大切だと考えております。「子ども議会」の経験は、子どもたちに政治参加の意識を促進し、政治への関心を高める、そういった効果が期待できます。

一方、今年度は、中学校区ごとに子ども議員のグループ編成を行うとともに、各学校の児童会や生徒会活動の活用の充実を図る予定で考えております。小中連携の推進の一助とするとともに、児童会や生徒会活動を通して、子どもたちの自発的・自治的な活動を促進し、自立した社会人として将来に必要な能力を育成する、そういった機会にしたいと考えております。

実施日時ですけれども、平成27年8月1日(土)午後1時から午後4時。開催場所は、川西市役所6階本会議場です。出席者は子ども議員としまして市内公立小学校より16名、市内公立中学校より7名、特別支援学校より1名、それから公募による自由参加8名の合計32名で開催する予定にしているものでございます。

当日の進行でございますが、開会挨拶ののち、各グループによる質問及び意見表明を行い、それに対する市の考え方を答弁するという進め方を計画しているものでございます。

なお、当日は、理事者として、市長、副市長、教育長をはじめ、各部長の出席をお願いしております。教育委員の皆様方には、お時間が許すようでしたら、傍聴していただきますようどうかよろしくお願ひいたします。子ども議員からの意見や表明につきましては、第5次総合計画の実現に向けて、中学校区の地域における課題を中心に焦点を当てます。また、子ども議員個人の意見でとどめるのではなく、一旦各学校へ持ち帰って、児童

会や生徒会に子ども議員から働きかけ、多数の子どもたちの意見を持ち寄ってもらおうと考えております。

それらを第2回の事前協議会において、中学校区ごとに編成したグループで討議し、最終的な意見を作成する計画でございます。

「5、子ども議会開催までの流れ」の(2)から(4)、具体的な事前協議会のすすめ方等につきましては、子ども議員がより良い体験をして、より進んで、市政へ参画できるようにすすめてまいります。

また、子ども議会終了後も、継続して意見交流及び提言を行うことで、自らの社会的役割を知り、主体的に働きかけることのできる態度を培おうとすることも目的の一つとなっております。子ども議会終了後も継続活動議員を募り、その成果を教育委員会のホームページに掲載するとともに「子ども議会だより」として、状況の報告を行います。さらに、要請に応じ川西市のイベントなどにも参加し、提言を行いたいと考えております。

以上、平成27年度川西市子ども議会の開催についての説明とさせていただきます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

服部委員

平成26年度は、僕も出席させていただいたんですが、そのときに里山の問題が出ていまして、里山の活用がうまくできていないのではないかとというような質問があったと思います。そのことに対して、教育委員会として何か対応したということはあるですか。というのは、そういう去年のことに対してきちんと対応もできていないのに、平成27年度のことを新しく言っても、どう反映するのかというのがわからないというところがあったので、お尋ねします。

参事兼学校指導課長(岸)

その具体的な取り組みにつきましては、里山体験授業を小学校でやっておりますので、その中で、できるだけ活動の充実というところで働きかけております。例えば、これまでも、最初の任命書交付式等で、子どもたちの意見がしっかりと反映されて、例えば、JR川西池田までの通路で喫煙禁止の通路ができたよとか、こんなところにスロープができたよ、カーブミラーができたよという、そういうしっかり実現したということを子どもたちに話をして、子どもたちへの動機付け、意欲付けについては、きちっと話はさせていただいております。

加藤委員

今の服部先生のお話というのは、前年度から今年度に進むにつれて何か

しらの検証をしておかないと、新しいことばかり積み重ねても仕方がないという話。ということは、できたことはできたことで、それを成果としてはよろしいですが、できなかったことということに対して、次にどうつながるかということが今年度はされているのかなあということですね。最初のお答えで、例えば、里山体験授業に反映するといっても、それは、子ども議会であったことに対することのお答えではないわけ。そのことを考えて教育委員会として動いたことでしかないわけです。こういうことをやりましたということ今年度に伝えないと、前年度のことを反映しているということを示さないといけない。要するに、振り返ってやっているという作業がないのではというのがご質問の真意ですから、だから、お答えとしては、それをやっているというのは、こっちはやっているからということではなくて、去年こうだったから、こういうふうになりましたというアナウンスが必要だと僕は思います。

牛尾教育長

お二人のご意見が出たんですけども、実際に昨年度その成果と課題というものを整理をして、継続の子ども議員さんとか、事務局も含めてですけども、整理した中で、それを踏まえて取り組んで、一定の成果が出てきて、なおかつ継続するものがあれば、課題として大きいものがあれば、それは関係部局と調整しながらできることはしていかないとはいけません。そういったことの整理をこちらがきちんとして、それを踏まえてまた新しい次年度の子ども議会に向かって取り組んでいくということが、教育委員会の事務局としても、また子ども議会の全子ども議員の意を受けて実際には取り組んでいかないと、効果というか、意味がない、少し意味が薄れるのではないかとということなんです。それに関してまたご意見があると思いますが、事務局でも。

教育推進部長
(石田)

今ご指摘の部分については、取り組みとしては希薄な部分があったかなと考えております。当日の子ども議会が終わると終わりという形では、議会の本当の意味の参画にはなりませんので、どのような取り組み、すぐにできること、継続的に行うべきことがあると思いますし、議員自体が1年だけなので、その伝える時期等を鑑みまして、また報告する会をつくっていきたいと思っています。

昨年度の反省を受けまして、今、参事からもありましたように、多くの子どもたちの意見を吸い上げる中で質問をつくっていくということでございますので、その回答とか、そのあり方についても、できるだけたくさんの、議員だけではなく、たくさんの子どもたちに返していけるような、そ

ういう仕組みづくりに努めてまいりたいと思いますので、ご意見を賜りますようお願いいたします。

服部委員

部長も動いていただいたと思いますが、JR川西池田駅前の公園のクヌギの木を伐採していただいて、台場クヌギをつくっていただいたところですね。そういうような活動を、あれは教育委員会としてやっていますので、それから、市長が、最近、台場クヌギとか、エドヒガンとかよく言っておられますけど、それも教育委員会が働きかけてそういう構図をつくっているということなので、だから、僕は、そういうお答えが聞けるかなと思ったんですが。

教育推進部長
(石田)

今、服部委員が言われたことについても、きちっと報告させていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

牛尾教育長

関連でもいいですけど、ありますか。

磯部委員

子ども議会をより有意義なものにという視点と、子どもたちの市政への関心とか、まちづくりへの参画という意識を高めるためにも、今、お二方におっしゃっていただいたような、今までの子ども議会で提案された意見やアイデアの成果を、例えば、まちづくりのこういうところに役立てられたとか、ここはなかなか難航していますという報告を、ぜひ子ども議会開催までの流れの中で一度今年度の子ども議員に対しては説明するような機会を設けていただければと思います。お願いします。

牛尾教育長

過去もう二十数回進めてきました。そういう中で、一定の成果がその都度上がってきて、関係部局のほうも動かれて、市をあげて、また教育委員会として取り組んだ成果や継続している事業や事案もございますので、その整理をして、それを今年度の最初のときに子ども議員の中に伝えて、次に進めていくということなんですが、いかがですか。

参事兼学校指導課長(岸)

本当にごもったもな意見で、そういう形できちっと整理して、最初の会議でこちらのほうから子どもたちに話をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

牛尾教育長

ほかにございませんか。

加藤委員 先ほど参事の話の中で、選挙権を持つ年齢も下がるというような話が糸口となって子ども議会のことをやるというような話が出ましたが、子ども議員の選出においては、選挙は全く関係ないんですね。ということは、ここで学ぶことというのは、政治活動の議員を選ぶところから始めることではなくて、議員としての活動についての子ども議会なんです。だから、そこに踏み込むのであれば、議員の選出においては違うということをレクチャーするところから入らなくてはいけないから、僕自身としては、余りそこまで踏み込む必要はないのではと思う。議会活動というのが必要であって、選挙権の年齢が下がる、下がらないというのは、ここでやってしまうとかえって混乱が起きるし、そこまでやるのであれば学校で選挙せよという話になるから、そこはやらないほうがいいと思います。

牛尾教育長 いかがですか。

参事兼学校指導課長（岸） ご意見を参考に検討させていただきます。

牛尾教育長 ありがとうございます。
ほかに。

磯部委員 質問ではなく、意見ですが、先ほどのご説明の中で、今年度に関しては質問作成にあたって、第5次総合計画の推進に基づいて中学校区ごとにテーマを見つけて、課題を見つけていくということですね。また、新たな試みだと思いますが、各学校に持ち帰って、みんなで考えて、それを受けてさらに進めていくという手順を踏まれるというご説明を伺いまして、それはとてもいいことだと思います。子ども議員、活動している議員は一生懸命なんです、なかなかみんなを巻き込んでいくということができていないように思います。ぜひその取り組みをしっかりと進めていただいて、参加している議員もそうでない皆さんも一緒にまちづくりを考える意識づくりに取り組んでいただければと思います。お願いします。

牛尾教育長 そういう視点も踏まえてまたよろしくお願いいたします。
関連で委員の方々でございませんか。

磯部委員 募集要項についてお尋ねしてもよろしいでしょうか。別紙で募集要項がありますが、申し込み方法のところに広報で告知するということが書かれ

ています。「広報5月号」と簡単に書かれていますが、正式名称を記載されたほうがいいのではないかということと、参加申込書には個人情報にあたるものを提出していただくことになるとと思いますので、個人情報についての取り扱いは、子ども議会に関するものでしか使わないというような記載をなされたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

加藤委員

それは、通常アンケートをとったりするときにはそうですが、それをやり出すと、こういう公的な募集に関しては、全部、一番極端な話をすれば、学校の配布物にまで記載が必要になってしまうから、僕はマストではないような気がします。そこまですると、いろんなことで全部、何かの申込用紙に何かを記載したら、必ずそうしなくてはいけなくなるから。それなら、紙に最初から印刷しておいたほうがいいからね。

磯部委員

時代の流れで、そういうところにも注意を払っていますよというのが見えるようにしたらどうかということなんですが、判断は皆様にお任せします。

牛尾教育長

その関係で委員の方々、ないですか。少しそこはまた整理をして、調整をして進めたいと思っております。

参事兼学校指導課長(岸)

広報の明記につきましては、おっしゃるとおり、「広報かわにし milife 5月号」という形できちっと明記をさせていただきます。

申込書の部分については、検討させていただきまして、保護者の不安を解消するような形でしていければと思っております。よろしく願いいたします。

牛尾教育長

調整、検討をまたよろしく願いいたします。

牛尾教育長

それでは諸報告1については以上といたします。

牛尾教育長

では次に、諸報告2「エドヒガン群落及び坑道群の指定文化財指定について」事務局からご報告をお願いいたします。

社会教育・文化財課長(井上)

そうしましたら、報告のほうをさせていただきます。資料の2をご覧ください。

市内には、指定文化財が58件指定されています。そのうち、国指定が8件、県指定が18件、市指定が32件ありますが、今回、平成27年3月31日付けで新たに2つの文化財を市指定文化財に指定いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、一つ目は、国崎字小路エドヒガン群落についてでございます。今回指定いたしましたエドヒガン群落は、兵庫県レッドデータブックBランクに指定されている絶滅危惧種で貴重な群落でございます。エドヒガン群落については、すでに平成23年9月に黒川字奥瀧谷エドヒガン群落と水明台1丁目エドヒガン群落が天然記念物として市指定文化財に指定されており、今回が3か所目のエドヒガン群落地となります。所在地は「国崎字小路13番、14番、16番、17番、21番-1、23番、24番、25番及び26番の各一部となっております。ページ1の赤で斜線を引いている範囲のところにあたります。約7.3ヘクタールございまして、現在約224本の成木が確認されております。所有者は、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合」で、保全活動は国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」で行われております。川西の貴重な自然を保存し、次世代に継承できるよう今回、天然記念物として市指定文化財として指定したものでございます。2ページと3ページには、その桜の開花状況の写真を載せておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

続きまして、2つ目の多田銀銅山国崎字小路坑道群についてご報告申し上げます。

多田銀銅山は、大阪平野北西部の北摂山中に所在する鉱山で、その範囲は、西は兵庫県宝塚市、猪名川町、川西市から東は大阪府能勢町、豊能町、箕面市、池田市にまたがる、東西、南北ともに約10キロメートルの広範囲にわたって広がっております。その採掘の最盛期は、豊臣氏の時代から江戸時代の初期にかけてで、多田銀銅山全体が江戸幕府の直轄領となり、現在の猪名川町の銀山地区には、役所が置かれ、その出張所のような形で、山下町下財屋敷にも役所がおかれていました。

今回指定されました国崎字小路周辺は、多田銀銅山の主要鉱脈のひとつに該当し、県立一庫公園の知明山から北に連なる尾根筋に東西約1.5キロメートル、南北約5キロメートルの範囲に広がり、鉱脈を探查したり採掘した坑道が多数分布しております。今回の指定地は、この鉱脈の北東部にあたり、現在猪名川上流広域ごみ組合が所有、管理する国崎クリーンセンターの山林内に所在しております。

資料2の4ページの赤丸のものが現在確認されている坑道で、現在46口が確認されております。所在地は「国崎字小路13番、16番、17番、

18番 - 1、21番 - 1、23番、24番、25番及び26番となっており、約16ヘクタールの中に点在しております。所有者は、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合」で、保全活動は国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」で行われております。

近世の坑道については、全国的に後世の再採掘により、旧状を留めないものが多くて、その意味で国崎字小路坑道群は、近世の採鉱状況が良好な状態で残っており、また、近世に隆盛しました当鉱山の採鉱遺跡として重要であることから、将来的に伝えるべき貴重な文化財として、今回、史跡として市指定文化財に指定したものでございます。5ページ以降は、坑道の入口等での写真をちょっと載せておりますので、あわせてご覧いただきたらと思っております。

また、なお、4月10日の神戸新聞、産経新聞にこちらの新しく市指定文化財になりました記事が掲載されておりますので、ご覧いただいた方もおられるかと思えます。また、市の広報誌5月号の特集で今回の市指定について取り上げられる予定になっております。ぜひご覧いただければと思えます。以上報告とさせていただきます。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問等はございませんか。

服部委員

今回の指定、どうもありがとうございました。この指定のエドヒガン群落と多田銀銅鉱山の2つは、全く関係ないように見えますが、実はすごく関係してまして、その多田鉱山をつくったときに要らない石が出るわけですね。そういう石をどんどん捨てていく。そうすると、そこで裸地ができる。そういう裸地の中にこのエドヒガンが入ってくるということで、そういう鉱山とエドヒガンというのは非常におもしろい関係がある。ここのエドヒガンというのは250本以上ありまして、日本で一番高密度にエドヒガンの分布しているところなんですね。そういう意味でも非常におもしろいところ。だから、人間の作用によって、そういう群落もできるし、それから鉱山跡もできるしという、すごく見本になるようなもので、これはもうまさに、僕は何でも日本一と言っていますが、ここは本当に日本一のところだと思います。以上です。

牛尾教育長

ありがとうございます。

ご質問でもいいですし、ほかございますか。

鈴木委員

この坑道群は見学を自由にすることができるのでしょうか。

社会教育・文化財課長（井上） 残念ながら、今、坑道で中に入っただけというものは、存在してありません。といいますのは、江戸時代の手掘りの坑道でございますので、大変入口が狭うございます。中には、かろうじて人が背を丸めて入れるようなところもありますし、実際現地は道がきれいに整備されていたりというところまでいってありませんので、基本的にまだ中に入れるような坑道はありません。

あと、猪名川町などで青木間歩という見学用の坑道があるんですが、多分皆様、坑道といいますと、ああいうイメージを持たれると思うんですが、実際、青木間歩などは、後世、機械掘りなどして、すごく大きく、人が立っていてもすっと入れるような形になっているんですが、川西の今回指定しました間歩に関しましては、あくまでも江戸時代に手掘りで掘った坑道の跡ということで、なかなか人がスッと入って見学というところまではいきませんが、今後、中に1つか2つぐらいは何とかなるようなものがあるようでしたら、考えていきたいとは思いますが、しかし、坑道の中に入るといのは大変危険を伴いますし、そうなりますと、日ごろからの管理も必要となってまいりますので、その辺も考えながら、一般の皆さんに啓発できるような形で、こういうものがあるんだよということを市民の皆さんにわかっていただけるような見学ツアー等は組んでいけたらとはいうふうに今、考えているところでございます。以上です。

鈴木委員 わかりました。と申しますのは、先ほどの服部委員もおっしゃったような事柄を、子どもたちが実際目で見て理解するという機会があればいいなあ、社会見学等で子どもたちが行けたらいいなあと思ったので、ご質問しました。

服部委員 入口までは見られるんです。だから、入口は十分見られますので。それと、この洞窟の中に絶滅危惧種のコウモリが住んでいて、それもまた貴重なんですが、穴の中に入ると、今度、コウモリがいなくなってしまうということがあるので、入口だけ見られれば十分かと思えます。

磯部委員 今の鈴木委員のご質問に関連してなんですが、入ると危ないということについて、今回、市指定の文化財になったということで、少し注目をされると思えます。行ったときに、市指定の文化財であるということと、今は中には入れませんというような、注意喚起はなさっていますか。

社会教育・文化財課長（井上） まだ指定になったところですので、その辺、管理されている施設のほうで、間歩が市指定になって、見学に来られても、入れませんということは、まだできていないところがあるかと思しますので、市のホームページ等、文化財課のほうで案内できればとは思っています。今後、市指定の看板等を予算をつけて立てられればと思っておりますので、そのときにその辺のことも考慮したいと思っています。

磯部委員 5月の広報でいろいろとPRされるとのことですので、エドヒガンの群落がどれだけ価値のあるものかということも含めてご説明はなさると思います。そのときに、間に合うようでしたら、間歩のほうの注意喚起、いま現在に関しては入れないということも含めてご案内できるかもしれないなと思いました。

服部委員 間歩の大きさというのは、本当にくぐって1人入っていけるかどうかで、もう奥も見えません。だから、多分あの中に入ろうというのは、無理だと思います。そんなに大きな鉱山ではありません。本当に1人で入って、1日こもって採ってくるというような、そんな感じです。

牛尾教育長 ここは、エドヒガンも両方とも保全活動のできる「ゆめほたる」という母体が組織としてあるんです。そういったところがしっかりされているということはとても大事なことで、あと、近くまで行って学習活動ができる、そういう条件整備を少しずつしていただいていますので、それをまた今後つなげていけたらと思っております。

服部委員 また井上さんにはお願いですが、今、妙見山の山頂のブナ林ですが、あれは川西市域にも入っていたということで、今、お寺のほうから天然記念物申請をさせていただこうというふうに考えております。

それから、黒川のクヌギ林ですね、台場クヌギ林、それは個人の所有者がお持ちなんです、自分が所有しているけれども、これはもうぜひ天然記念物指定にお願いしたいということで、多分3件ほど出てくると思しますので、またよろしく願いいたします。

加藤委員 指定には時間がかかるんですか。

服部委員 文化財審議会というところで審議していただいて、その結論が出るということで、この場合は、去年のちょうど今ぐらいに申請していただいて、

今年の3月31日に決定したという。だから、大体1年あればできるということ。

加藤委員 幾つあってもいいんですね。

服部委員 そうですね。僕が言うのもあれなんですけど、天然記念物指定というのは、市民や子どもたちに意識付けするにはものすごくよくて、しかも何がいいかというと、お金がかからない。文化財課自体は仕事が多くて大変になりますが、これを指定したからといって何百万円かかるというわけではなくて、看板1枚立てるぐらいの費用なんですね。ですから、費用をかけずに市民の人たちに対するアピール力としてはものすごく大きくて、非常に大事なことだと思います。

牛尾教育長 ありがとうございます。また考えていけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

牛尾教育長 それでは諸報告の2については以上といたします。

牛尾教育長 次に、諸報告3「レフネック第22期募集状況について」事務局からご報告をお願いいたします。

社会教育・文化財課長（井上） そうしましたら、資料3のほうをご覧いただきたいと思います。「レフネック第22期生募集状況」についてご報告申し上げます。

申し込みにつきましては、3月3日から31日まで募集いたしました。また、今回の第22期生よりは各学科とも定員を30人増員しまして、各々100人を定員として募集しましたところでございます。まず、「心理学科」は定員100人につき、148人の申し込みがありました。うち1人は、残念ながら市外の方でございましたので、無効とさせていただきます。有効な申し込みは147人ということで、応募倍率は、1.47倍となりました。もう一つの学科の「スポーツ健康科学科」につきましては、定員100人対して、101人の申し込みがありました。うち1人は、こちらも残念ながら現在21期生として在学をされている方ということになりましてございましたので、無効とさせていただきます。有効な応募は100人ということで、応募倍率は、ちょうど1倍ということになりました。

以上のことから、「スポーツ健康科学科」につきましては、申し込みを

された方は全員入学いただける形となりましたが、「心理学科」につきましては、申し込み者が、募集定員を超えましたので、4月11日に川西市生涯学習短期大学運営に係る懇談会委員の代表の方お二人、立会の元、公開抽選を行い、100人を決定したところでございます。当落の内訳につきましては、下段の下側の表のとおりでございます。

なお、入学式につきましては、5月の16日(土)に開催いたしますので、教育委員の皆様方につきましては、お忙しいところを申しわけございませんが、ご臨席につきまして、ご配慮をお願いいたしたいと思っております。以上、22期生の募集状況の報告を終えさせていただきます。以上でございます。

牛尾教育長 只今の報告について、ご質問等はございませんか。
よろしいですか。

牛尾教育長 それでは諸報告3については以上といたします。

牛尾教育長 では次に、諸報告4「平成27年度公民館講座案内(前期)について」事務局からご報告をお願いいたします。

中央公民館長 (瀧花) それでは、諸報告4、「平成27年度公民館講座案内(前期)」につきましてご報告させていただきます。お手元にお配りしております資料4「平成27年度公民館講座案内(前期)」の冊子をご覧くださいませようをお願いいたします。

まず、公民館では、「出あい ふれあい 学びあい 公民館活動でいきいき人生を」ということをテーマに平成27年度は東谷公民館を除く9公民館で講座を実施しております。前期の講座案内につきましては、77講座(延べ304回)を掲載しております。

それでは、1ページ、2ページの「分野別もくじ」をご覧ください。表紙から1枚おめくりください。

分野は「家庭教育・家庭生活」から「一般教養」の分野に分け、各館実施の講座の内容をまとめております。

3ページには、パソコン講座と各公民館図書室の案内を、4ページから21ページには、それぞれの公民館が開催いたします講座の案内を掲載しております。講座の企画にあたりましては、地域の方や公民館利用者、また、講座受講者の要望やご意見等を参考に各公民館で企画しております。それでは、主な講座を紹介させていただきます。さかのぼりまして表紙の

裏でございます。「分野別もくじ」を再度ご覧ください。

「家庭教育・家庭生活」の分野におきましては、学習内容を「育児・保育・しつけ」から「その他」まで、25講座を開催いたします。「育児・保育・しつけ」では、幼児と保護者を対象としました講座で、中央のおやこ講座「リズム de あそぼう」など7館で7講座を開催いたします。

「現代的課題」分野におきましては、学習内容を「自然保護・環境問題」から「同和問題・人権教育」まで、11講座を開催いたします。また、「市民意識」分野におきましては、5講座、「体育・スポーツ」分野では、太極拳教室など3講座を開催いたします。

また、「趣味・けいこごと」の分野におきましては、「音楽」から「芸能」まで、20講座を開催し、「華道・茶道・書道」では、「子ども茶道教室」を6館で開催いたしまして、日本の伝統文化を学んでいただきます。「一般教養」分野におきましては、「パソコン教室・IT講習」から「その他」まで、13講座を開催いたします。パソコン講座は、前期におきましては3館で開催いたします。

また、高齢者向けの講座といたしまして、5ページ、6ページに掲載しておりますとおり、中央公民館で「高齢者大学りんどう学園」を開講いたします。今年度も文芸、自然、わがまち、水墨画、歴史、ことばの6学科、1年113人、2年102人、あと老人クラブの方を合わせますと、275人の参加で、本年5月12日に開講式を予定しております。また、そのほか、11ページの多田公民館におきましては、歴史や健康の学習、また演芸などを楽しんでいただく「多田ふるさと学園」で1期・2期とも各100人の募集をいたします。

最後でございますが、公民館での学びを通しまして、市民の参画と協働のまちづくりを推進するための「川西まちづくり講座」につきましては、前期77講座のうち、「自然ふれあい観察会」他10講座を開催いたします。

前期におきましては、地域の自然や郷土の歴史などを中心とした講座を開催することによりまして、わがまちに愛着を感じ、理解を深めていただくという講座を開催いたしております。

この前期の公民館講座案内につきましては、5,000部作成しており、各公民館、市役所の案内カウンター、図書館をはじめとしまして、各公共施設の窓口に置き、市民の皆様方にPRを行っております。その他、各講座の開催時には、広報誌への掲載やチラシ等の作成によりPRに努めているところでございます。

以上で報告を終わります。

牛尾教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

鈴木委員

2つ伺いたいことがあります。

一つは、東谷公民館、大変ここも活発に活動なさっていた、いろんな活動の拠点であったと思いますが、ここが閉じることについて、ご不満等は寄せられなかったでしょうか。

もう一つは、この14ページの緑台公民館、右下の川西まちづくり講座の覧ですが、「社会教育室」となっているのは、ここも名称を、「社会教育・文化財課」と変えないといけないのでしょうか。なじまないものですから、「社会教育室」と聞くと、すんなり読めるんですが、この点はいかがでしょうか。

中央公民館長
(瀧花)

まず、1点目の東谷公民館の休館でございます。

東谷公民館につきましては、耐震の問題、あるいは施設自体が大変古くなっておりまして、このまま放置することによって、どういうふうな支障が出るかわからない。また、施設の老朽化によりまして、利用者の方々に大変不便をおかけしておるところが1点ございます。それをもちまして、まず耐震の改修、それから、公民館館内のいろんな施設の改修を行います。

ご不満というところでございますが、以前よりコミュニティ、あるいは、その自治会さんのほうにお話をさせていただいて、まず一定閉館はやむなしだろうと。ただ、これによりまして、来年、しばらく待っていただかないとだめですから、新しい施設になって生まれ変わるというところを楽しみにさせていただいております。

次に、第2点目の14ページの緑台公民館の右下、川西まちづくり講座、地域の歴史を良く知る講座、おっしゃるとおり、これは間違っております。申しわけございません。以上でございます。

鈴木委員

ありがとうございます。

牛尾教育長

口頭でも、また何かの形で訂正も含めてまたお願いします。

ほかにございませんか。

加藤委員

いつものように、裏表紙・表表紙で、何か言っておかないといけないかと思って。裏表紙の地図ですが、けやき坂公民館のところだけ信号のマー

クがありますが、これは、けやき坂公民館に行くにはこれが目印だという意味ですね。ほかのところには信号のマークがないんですが、これは、ことごとく信号がないというふうに理解したらよろしいでしょうか。

中央公民館長
(瀧花) この地図の部分におきましては、再度精査させていただきまして、以前からいろいろ地図に関してご指摘いただいておりますので、何とかもう少しわかりやすいといえますか、信号というのは、その館に行くときの一定の目印になるかと思っております。その辺で、また公民館主事会あるいは幹事会等々皆さん集まって協議する場がございますので、その場で協議させていただきたいと考えております。以上です。

加藤委員 住民としては、わかりやすい信号の位置というのは、この三叉路のところですね。中央公園の下のところのもう少し左側の信号は、波線を越えてこっち側の角にしてもらったほうがわかりやすいですね。

磯部委員 そちらのほうが目印かと思えます。
その地図に絡むことで、先ほどから東谷公民館について、いろいろご意見がでています。1ページ目の表紙の裏には公民館講座を休止しますというお知らせがあります。閉館し、行政業務もやらないということですので、いろいろな手段で告知はなさると思えます。例えば、広報などを使っての告知もあるかと思えますが、裏表紙のほうで、後期の講座の案内のときには、東谷公民館は現在休館中や、何年まで休館中など、そのような注意書きを入れてはいかがかなと思えました。後期講座のパンフレットづくりにご参考にしていただければと思えます。

中央公民館長
(瀧花) 確かに長期にわたって閉館いたしますので、後期の講座のときにも、この東谷公民館、ここでは講座は開催されておりません。この分につきましては、全く取ってしまいましたら、公民館がなくなってしまうような解釈をされますと困りますので、その辺の注意書き等を入れたいと思えます。以上です。

磯部委員 よろしく願いいたします。

牛尾教育長 ほかにありますか。

磯部委員 川西まちづくり講座についてですが、先ほどの子ども議会のときもそう

でしたし、公民館講座のときもそうですし、一つキーワードとして、市民が、まちづくりに関して参画と協働を進めていくというのが市の方針でもあります。川西まちづくり講座は、ここに書いてあるように、平成25年度からで、当初は既存の講座で、まちづくり講座の意味合いに近いものというのを指定していたと思います。3年目になっておりますので、各公民館のほうで、川西まちづくり講座の趣旨をきちんと遂行できるような講座を考えていらっしゃると思います。ただ、この公民館はあるけれども、この公民館はないという状況になっています。

やはり川西市のまちづくりに役立つ講座が各公民館あれば、子どもから大人まで参画意識というのも高まってくるのではないかと思いますので、ぜひ、今後、公民館講座を考えると、各公民館一つでもいいので、「川西まちづくり講座」と銘打てるようなものと考えていただけたらと思います。そして、以前は、分野別目次のところに一覧で「川西まちづくり講座」がこれですとマーキングがあったと思います。今回は、各公民館のところに表記がありますが、その表記の仕方もばらばらという感じで、わかりやすいものとわかりにくいものがあるので、わかりやすい表記にするか、分野別にも表記するか、何か工夫をしていただければと思います。

中央公民館長
(瀧花)

まず、1点目のまちづくり講座。各公民館それぞれその地域によりまして、いろんな条件等々変わってまいります。その中で、基本的にはどこの公民館も、この2ページの下のほうで示しております今年のもちづくり講座の概念、これにつきましては、どこの公民館も開催できるものと思っております。また後期のほうで載ってこようかと考えてございます。

それと、次の表記の関係でございますが、基本的に、それぞれの公民館で独自でつくってもらっておる分はございます。ただ、「川西まちづくり講座」という一本の柱がございますので、これにつきましては、今後、何かの形でこれはまちづくり講座やねんと、そういうふうな形で表記を考えていくように公民館の中でも検討していきたいと考えております。以上です。

磯部委員

よろしくお願いたします。

牛尾教育長

ほかにございせんか。

牛尾教育長

それでは諸報告4については以上といたします。

牛尾教育長

では、以上で本日の議事はすべて終わりました。
次回の定例教育委員会は、5月28日(木)午後3時から、庁議室において開会いたします。

牛尾教育長

これをもちまして、第10回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れ様でした。

[閉会 午後3時15分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成27年5月28日

署名委員 磯部 裕子 ⑩

服部 保 ⑩